

(答申第168号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定（存否応答拒否）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、令和4年3月11日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

- ・令和2年〇月〇日私が通報された際の公文書
- ・令和4年〇月〇日と〇日私が通報した際の公文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求内容は条例第6条第1号に該当する非公開情報を含むものであり、かつ、本件請求に係る公文書の存否自体を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるため、条例第9条に該当するとして公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年3月24日付け通指第211号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和4年3月29日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「審査庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

審査庁は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和4年4月13日付け岐公委（監）第8号の2で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和4年3月24日付けで行った公文書非公開決定（通指第211号）を取り消して、情報開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 保護すべき個人情報について

本件公開請求に係る文書に出てくる個人情報は〇と私のものであり、既知

のものとして保護するに値しない。

(2) 文書の存在について

本件公開請求は、2020年〇月〇日、〇が私に対し110番通報した内容に関するものであり、その通報により警察が来て、署名及び押印を偽造された書類を基に医療保護入院をさせられたという事実から、文書自体は確実に存在する。

(3) その他の主張について

県警と敵対関係にあるため、非公開になった疑いがある。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を認容しない旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 保護すべき個人情報について

ア 公文書公開請求制度は、請求者が誰であるか、または請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうか、などの個別の事情により当該公文書の公開決定等に影響を及ぼすものではない。

イ 条例第6条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報と規定しており、本件請求は、特定の個人である審査請求人に関する個人情報に係る公開請求であるため、条例第6条第1号に規定する非公開情報（保護すべき情報）に該当する。

(2) 文書の存在について

ア 本件請求に係る公文書の存否を答えるだけで、特定の個人に関する情報の有無が明らかとなり、条例第6条第1号に該当する非公開情報を公開することとなるため、非公開決定（存否応答拒否）と判断した。

イ 条例第9条の適用に当たっては、請求者が誰であるかは公開決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(3) その他の主張について

本件処分は、岐阜県情報公開条例の規定に基づき行ったものであり、本件請求に係る決定通知書にも、根拠規定及び非公開理由を明記していることから、審査請求人の主張は当てはまらない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件公開請求対象文書の存否を答えるだけで、条例第6条第1号に該当する情報を公開することになるとして、条例第9条の規定により、本件公開請求対象公文書の存否を明らかにせず非公開とする決定を行ったものである。

存否応答拒否を内容とする非公開決定が妥当というためには、仮に対象公文書が存在する場合であっても当該情報が非公開情報に該当することが必要であることから、まず、対象情報が条例第6条第1号の非公開情報に該当するかどうか、次に、条例第9条に基づき存否を明らかにせず、非公開とする決定を行ったことが妥当かどうかについて、条例の規定に照らし、以下、順に判断する。

(1) 条例第6条第1号について

ア 条例第6条第1号の趣旨について

条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

同号の趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報については、非公開とすることを定めたものである。

イ 条例第6条第1号該当性について

当審査会が実施機関から聴取したところによれば、本件公開請求内容は全て審査請求人及びその○に関する記録及び文書であることから、本件公開請求の対象公文書は、仮に存在するとすれば、特定の個人が特定の日時に警察に対して110番通報を行ったことを示す文書である。当該文書に記載される内容は、特定の個人に関する情報そのものであるから、条例第6条第1号に該当する非公開情報であると認められる。したがって、本件公開請求はその請求内容が同号に該当する非公開情報である。

(2) 条例第9条について

ア 条例第9条の趣旨について

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。

同条の「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、公開請求に係る公文書を実際に保有しているかどうかにかかわらず、公開請求された文書の存否について回答すれば、非公開情報を公開することとなる

場合をいうものである。

これは、公文書の存否を明らかにすることによって、条例第6条各号に規定する非公開情報が公開されることと等しい結果をもたらすことにより、同条各号により非公開とすることで保護しようとする利益が損なわれる場合があるため、このような場合には、例外的に、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることとしたものである。

イ 条例第9条該当性について

本件公開請求において、仮に本件公開請求対象公文書が存在するか否かを回答すれば、それによって特定の個人が特定の日時に警察に対して110番通報を行った事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせる。なお、(1)イで述べたとおり、特定の個人が警察に通報を行った事実の有無は、特定の個人に関する情報そのものであり、条例第6条第1号に規定する非公開情報である。

したがって、これを公開することは、条例第6条第1号に規定する非公開情報を公開することとなる。条例は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず公開請求を認めており、その際、公開請求者が誰であるかは考慮せず、たとえ本人からの公開請求であっても、第三者からの公開請求と同様に取り扱うべきものである。

したがって、対象公文書の存否を答えることは、条例第6条第1号に規定する非公開情報を公開することとなるため、非公開決定（存否応答拒否）とした本件処分の判断は妥当である。

2 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
令和4年4月13日	審査庁から諮問を受けた。
令和4年5月13日	審査庁から弁明書（写し）を受領した。
令和4年5月19日	審査庁から反論書（写し）を受領した。
令和4年6月16日	審査庁から再弁明書（写し）を受領した。
令和4年6月23日	審査庁から反論書（写し）を受領した。
令和4年7月26日 （第180回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和4年8月29日 （第181回審査会）	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
令和4年10月31日 （第182回審査会）	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
会長	栗山 知	弁護士	
	佐藤 住子	行政書士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	地守 素子	岐阜商工会議所議員	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)